

# 本人確認書類（写）添付台紙

税務関係の手続き（申請、申告等）において、個人番号（マイナンバー）を記載した書類を提出するときは、以下に示す本人確認書類（①番号確認書類と②身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要となります。

郵送提出の方は、写し（コピー）の添付が必要ですので、この台紙をご利用ください。

（ 個人番号を記載した書類と一緒に提出してください。 ）

のりしろ（ ※原本を貼ることのないよう、ご注意ください。 ）

のりしろ（ ※原本を貼ることのないよう、ご注意ください。 ）

のりしろ（ ※原本を貼ることのないよう、ご注意ください。 ）

本人確認書類 区分	①番号確認書類	②身元確認書類
「個人番号カード」を お持ちの方	●個人番号カード（裏面）の写し	●個人番号カード（表面）の写し
「個人番号カード」を お持ちでない方	●通知カードの写し ●個人番号が記載された住民票の写し	●身分証明書（顔写真あり）【1点添付】 例) 運転免許証（住所、氏名等の変更手続きをされている場合は両面）／パスポート／身体障害者手帳／在留カード など
		●身分証明書（顔写真なし）【1点添付】 例) 公的医療保険の被保険者証／年金手帳／児童扶養手当証書 など
		●身分証明書（顔写真なし）【2点添付】 例) 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書／納税証明書／印鑑登録証明書／納税通知書 など

<備考>

- 代理提出の場合は、「提出すべき本人の個人番号が確認できる書類」、「代理人の身元確認書類」及び「委任状などの代理権の確認できるもの」の提示又は写しの添付が必要です。
- のりしろに貼りきれない大きな書類の写しを本人確認書類として提出する場合は、この台紙の裏面部分に貼ってください。

へ  
のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。  
く